



事務局説明資料

2026/8/20

1. 指定業務関連文書（指定基準、指定手順、申請様式）について
2. 第1回公募について

※本資料では、当日配付資料から検討中の内容を一部削除しています。

指定業務関連文書について

本年度作成する規程等の全体像



本年度作成を予定している規程等は以下の通り。
指定委員会では、赤枠内に示す7つの規則・手順及び関連する申請様式をご審議いただく。

階層	#	文書名 ^[*1]	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会			指定委員会
					第1回	第2回	第3回	
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-	-
	5	評価機関指定規則	評価機関	一般公開	-	●	-	-
	6	技術検証事業者指定規則	技術検証事業者	一般公開	-	●	-	-
	7	研修事業者指定規則	研修事業者	一般公開	-	●	-	-
基準 ガイド	8	評価機関指定基準	評価機関・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	9	技術検証事業者指定基準	技術検証事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	10	研修事業者指定基準	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	11	研修実施基準	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	12	★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・セキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) ^[*2]	-
	13	★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	●	-
	14	★4 第三者評価ガイド	評価機関	一般公開	-	-	●	-
	15	★4 技術検証ガイド	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●	-
手順 手引 解説書	16	評価機関指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	17	技術検証事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	18	研修事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	19	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲	-
	20	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲	-

【凡例】

- ：運営審議委員会で審議・決定
- ▲：運営審議委員会へは報告のみ
- ：指定委員会での審議決定

“制度運営規則類”

“関係機関規則類”

“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

【備考】[*1] 文書番号の採番方法は現在検討中

【備考】[*2] 大幅な修正がある場合は国SWG、軽微な修正の場合は運営審議委員会にて審議・決定とする

[*3] 指定委員会にて審議・決定し、運営審議委員会へ報告する

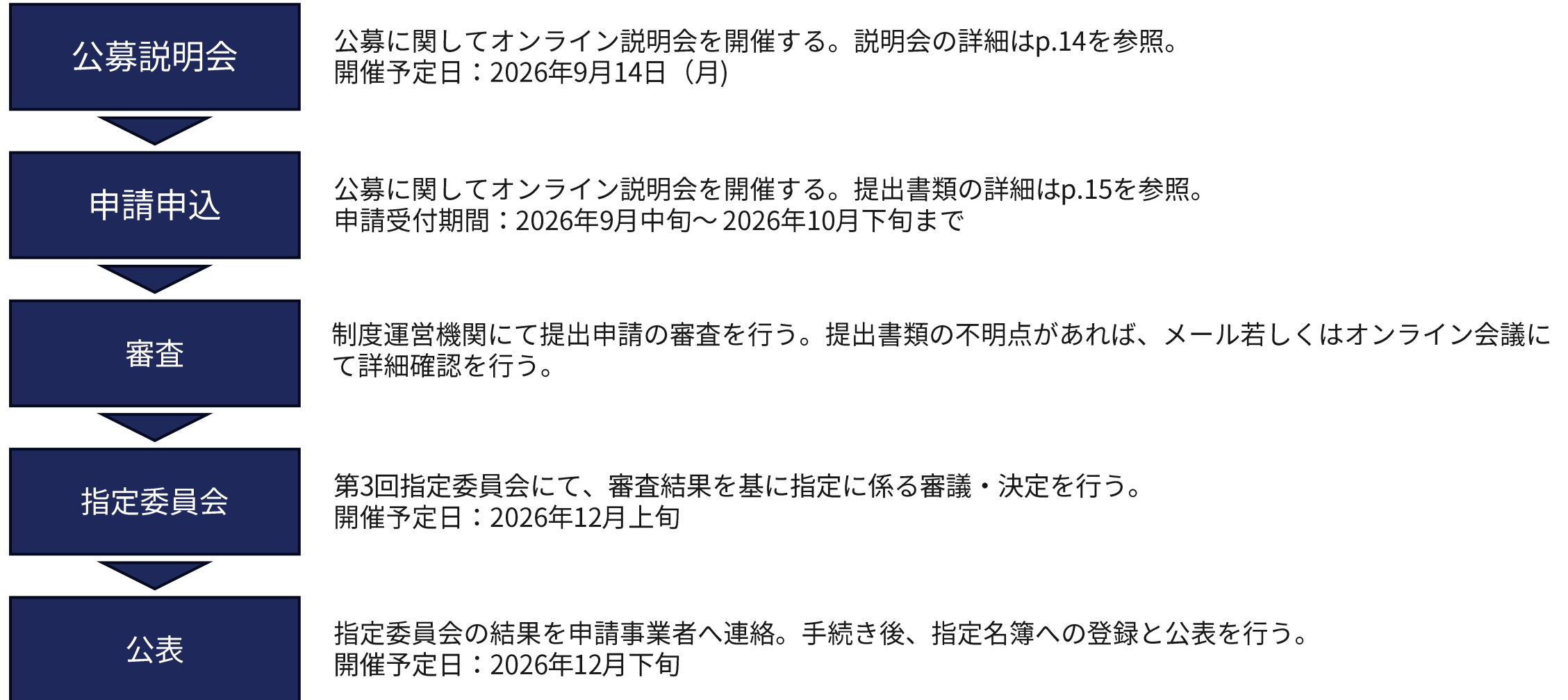
- 指定業務関連文書について、第1回指定委員会に加えて過年度の実証事業参加企業等に意見徴収を行い、96件の御意見を受領。頂いたご意見を踏まえ、記載内容の補足や具体化、修正等を実施した。
- 頂いた主なご意見は以下の通り。

主なご意見	対応方針
全体の章立て、用語の統一 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者に係る各文書について、章立て、用語及び体裁が統一されていないため、用語の意味も含めて構成を統一されたい	・基本規程を基準として、用語や言い回しを修正する。 ・評価機関、技術検証事業者、研修事業者の章立てや記述粒度を揃える。
公平性 「財務的な利害」にコンサルティングの提供が含まれるか、また、組織単位ではなく個人単位で判断することとした趣旨を整理されたい。あわせて、「所有」「出資」「株主」等の用語についても、利益相反に関する一般的な考え方に沿って解釈されるよう表現を精査されたい。 また、システム構築・運用事業者は評価を実施できない旨を、基準上(公平性の箇所)に明記すべきではないか。	・利益相反に該当する事由を、資本関係・財務的利害・役務提供の観点から整理し、判断の考え方を基準上で明確にする。 ・「財務的な利害」の範囲に、報酬を伴う役務提供（構築支援等）が含まれることを明示する。 ・判断単位（組織・個人）の区分について、要件ごとの趣旨を整理し、必要に応じて記述を補う。 ・「所有」「出資」「株主」等の用語は、支配・影響力の実質に着目した一般的な利益相反の考え方に沿うよう表現を精査する。 ・評価対象のシステム運用に携わる者は評価を実施できないことを、公平性の要件として基準上に明記する。 ・上記の整理は、技術検証事業者に係る文書にも同様に反映する。

主なご意見	対応方針
研修設計の明確化 研修事業者が研修を設計できるよう、育成すべき人材に関する大方針（研修の修了により何ができるようになるか）及び研修の柱・シラバスの骨格をIPAとして示されたい。	・研修実施基準 附属書B「SCS評価制度研修の履修内容」として研修シラバス（例）を追加し、公開する。 ・研修事業者が研修設計の参考となる「研修コース概要書」を作成し、研修事業者公募説明会に参加した事業者へ配布する。 ・詳細はp7～10を参照。
フォローアップ研修の実施方針 ・定期的な研修の実施の制度化を検討されたい。 ・専門家の有効期限がないのであれば、研修の定期化は必要ではないか。	・IPAからSCSセキュリティ専門家に対して、制度の最新トピックやナレッジに関する情報発信を行う。 ・フォローアップ研修は、要求事項・評価基準の変更時に受講必須とする。 ・研修の有効期限は3年とする。
修了試験の実施方法 ・CBT事業者の活用を検討すべきではないか。 ・自社（研修事業者）の従業者が受験する場合、他の受験者にとって不公平にならないように対策すべきではないか。	・研修後すぐの受験とした方が、受講者の受験手続の手間や費用負担軽減となるため、研修事業者が提供する方式としたい。 ・公平性が担保できるよう、IPAが試験問題を作成し、研修事業者が試験を実施する。試験問題は、研修業務実施部門において適切に管理することを義務化する。尚、研修要員が受験する場合は、IPAが試験を実施する。 ・詳細はp11を参照。
研修講師の品質確保 研修講師の品質を確保するための基準について「SCSセキュリティ専門家資格相応の知見」ではなく、「資格保有」を条件とすべきではないか。	・研修事業者募集において講師候補者の人数や資格、実務経験等を審査することで、研修講師の品質確保を行う。研修スタート時の研修講師確保の観点から「資格保有」は努力義務として、公募説明会で案内する。

第1回公募について

- 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の第1回公募について、以下のスケジュールで実施する。



- サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS評価制度）の運用開始に向けて、評価機関、技術検証事業者及び研修事業者として制度への参画をご検討されている事業者の皆様を対象としたオンライン説明会を開催する。本説明会では、SCS評価制度における各事業者に求められる組織要件、役割、今後予定している公募等について説明する。

● 開催概要

項目	内容
開催日時	2026年9月14日（月） ・ 評価機関・技術検証事業者：10:30～12:00 ・ 研修事業者：13:30～14:30
開催方式	オンライン開催 ※後日、オンデマンド配信を予定
参加費	無料
対象者	評価機関、技術検証事業者、研修事業者として申請をご検討されている事業者様
内容	・ 指定に係る制度規程の説明 ・ 第1回公募に関する説明